

岡崎市火葬場整備運営事業

支払方法説明書

【修正版】

平成 25 年 5 月 24 日

岡崎市

目 次

第 1	基本的な考え方.....	1
第 2	支払の構成及び事業者の直接収入	2
1	支払の構成.....	2
2	事業者の直接収入.....	3
第 3	支払の算定方法.....	4
1	サービス購入料A、B、C及びD	4
2	サービス購入料E	5
3	サービス購入料F	5
4	光熱水費相当額	6
5	消費税相当額	6
第 4	支払方法	7
1	サービス購入料A	7
2	サービス購入料B	7
3	サービス購入料C	7
4	サービス購入料D	7
5	サービス購入料E 及びF	7
6	光熱水費相当額	7
7	支払手続き	8
第 5	サービス購入料の改定.....	9
1	施設整備業務及び既存施設の解体業務に係る対価.....	9
2	維持管理業務及び運営業務に係る対価	10

第1 基本的な考え方

岡崎市（以下「市」という。）は定期的にモニタリングを行い、事業契約に定められたサービス水準が充足されていることを確認した上で、岡崎市火葬場整備運営事業（以下「本事業」という。）に係るサービス対価を、特別目的会社（以下「SPC」という。）に対して、施設の運営開始後、事業契約に基づく事業期間終了時まで支払う。

なお、市は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価も一体のものとして、サービスに応じ一括又は事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

第2 支払の構成及び事業者の直接収入

1 支払の構成

市が選定事業者を支払うサービス対価は、施設整備業務及び既存施設の解体業務に係る部分（以下「サービス購入料A」「サービス購入料B」「サービス購入料C」「サービス購入料D」という。）、維持管理業務及び運営業務に係る部分（以下「サービス購入料E」「サービス購入料F」「光熱水費相当額」という。）、並びに消費税相当額から構成される。

支払対象	名称	概要
本施設の施設整備業務及び既存施設の解体業務にかかる対価	サービス購入料A	・本施設の所有権移転までに完了する施設整備業務及び既存施設の解体業務に要する費用の75%
	サービス購入料B	・本施設の所有権移転までに完了する施設整備業務及び既存施設の解体業務に要する費用のうち、サービス購入料Aを差し引いた費用を割賦元金とし、これに割賦金利を加えた額 ※保険料等諸経費を含む
	サービス購入料C	・本施設の所有権移転後に完了する施設整備業務及び既存施設の解体業務に要する費用の75%
	サービス購入料D	・所有権移転後における施設整備業務及び既存施設の解体業務に要する費用からサービス購入料Cを差し引いた費用を割賦元金とし、これに割賦金利を加えた額 ※保険料等諸経費を含む
本施設の維持管理業務及び運営業務に係る対価	サービス購入料E	・維持管理業務に要する費用 ※S P C経費、保険料等の必要な諸経費・利益等を含む
	サービス購入料F	・運営業務（物品販売業務を除く）に要する費用 ※S P C経費、保険料等の必要な諸経費・利益等を含む
	光熱水費相当額	・維持管理業務及び運営業務に要する電気、水道、燃料（灯油・ガス）の使用料（物品販売業務に要する電気、水道、燃料（灯油・ガス）の使用料を除く）に相当する額 ・維持管理業務及び運営業務に要する通信費は含まない
消費税相当額	サービス購入料A	サービス購入料Aに係る消費税及び地方消費税
	サービス購入料B	割賦金利を除くサービス購入料Bに係る消費税及び地方消費税

支払対象	名称	概要
	サービス購入料C	サービス購入料Cに係る消費税及び地方消費税
	サービス購入料D	割賦金利を除くサービス購入料Dに係る消費税及び地方消費税
	サービス購入料E	サービス購入料Eに係る消費税及び地方消費税
	サービス購入料F	サービス購入料Fに係る消費税及び地方消費税
	光熱水費相当額	光熱水費相当額に係る消費税及び地方消費税

2 事業者の直接収入

(1) 物品販売業務における直接収入

事業者は、物品販売業務により得られる収入を自らの収入とすることができる。

(2) その他の直接収入

事業者は、コインロッカー、公衆電話使用による売上金の他、市の承認を事前に受け実施する業務により売上金が発生する場合は、その収入を自らの収入にすることができる。

第3 支払の算定方法

1 サービス購入料A、B、C及びD

(1) 対象となる業務

市が事業者を支払うサービス購入料A、B、C及びDの対象となる業務は、要求水準書に示す施設整備業務及び既存施設の解体業務のうち、次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 備品等整備業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 仮設待合室等設置業務
- ・ 環境保全対策業務
- ・ 所有権移転業務
- ・ 各種申請等業務
- ・ 稼動準備業務
- ・ 周辺整備業務
- ・ その他施設整備上必要な業務

イ 既存施設の解体業務

- ・ 既存施設の解体業務
- ・ 廃棄物の処分業務
- ・ 跡地整備業務

(2) 算定方法

サービス購入料は次のとおり算定する。なお、サービス購入料を改定、増額又は減額した場合にあつては、改定、増額又は減額した金額とする。

ア サービス購入料A

上記(1)に示す業務において本施設の所有権移転までに完了する施設整備業務及び既存施設の解体業務に要する費用の75%の金額とする。

イ サービス購入料B

上記(1)に示す業務において本施設の所有権移転までに完了する業務に要する費用からサービス購入料Aを差し引いた金額を割賦元金とし、「提案用基準金利＋スプレッド（事業者の提案による金利）」により定めた金利により返済期間15年間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする。

本施設の所有権移転時までに要する施設整備業務及び既存施設の解体業務に係る保険料等の諸経費を含むものとする。

ウ サービス購入料C

上記(1)に示す業務において本施設の所有権移転後に完了する施設整備業務及び既存施設の解体業務に要する費用の75%の金額とする。

エ サービス購入料D

上記(1)に示す業務において本施設の所有権移転後に完了する業務に要する費用からサービス購入料Cを差し引いた金額を割賦元金とし、「提案用基準金利＋スプレッド（事業者の提案による金利）」により定めた金利により返済期間15年間の元利均等償還方式で算出される割賦金利の合計とする。

本施設の所有権移転時から上記(1)に示す業務完了までに要する施設整備業務及び既存施設の解体業務に係る保険料等の諸経費を含むものとする。

2 サービス購入料E

(1) 対象となる業務

市が事業者を支払うサービス購入料Eの対象となる業務は、要求水準書に示す維持管理業務のうち、次のとおりとする。

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務
- ・ 警備業務
- ・ 環境衛生管理業務
- ・ 火葬炉保守管理業務
- ・ 備品等管理業務
- ・ 残骨灰及び集じん灰の管理及び処理業務
- ・ その他維持管理上必要な業務

(2) 算定方法

上記の業務に要する費用のうち、当該業務に要する電気、水道、燃料（灯油・ガス）の使用料を除いた額とする。

サービス購入料Eには、保険料等の維持管理業務に係る諸経費を含むものとする。

3 サービス購入料F

(1) 対象となる業務

市が事業者を支払うサービス購入料Fの対象となる業務は、要求水準書に示す運営業務のうち、次のとおりとする。

なお、物品販売業務はその業務により得られる収入を自らの収入とすることとしているため、サービス購入料の対象としない。

- ・ 予約受付業務
- ・ 利用者受付業務
- ・ 告別業務

- ・ 炉前業務
- ・ 収骨業務
- ・ 火葬炉運転業務
- ・ 動物・胞衣等の火葬等業務
- ・ 待合室関連業務
- ・ 公金収納代行業務
- ・ その他運営上必要な業務

(2) 算定方法

上記の業務に要する費用のうち、当該業務に要する電気、水道、燃料（灯油・ガス）の使用料を除いた額とする。

サービス購入料Fには、保険料等の運営業務に係る諸経費を含むものとする。

4 光熱水費相当額

事業者が維持管理業務及び運営業務（物品販売業務を除く）に要した電気、水道、燃料（灯油・ガス）の使用量に応じて、電気会社等供給者からの請求に基づき事業者が一旦支払った額とする。

5 消費税相当額

市は、各サービス購入料の支払の都度、当該サービス購入料及び光熱水費相当額に係る消費税相当額（消費税及び地方消費税）を支払うものとする。

ただし、モニタリングの結果によりサービス購入料が減額された場合や、金利や物価の変動に伴いサービス購入料が増減した場合には、増減後のサービス購入料に応じた消費税相当額を支払うものとする。

第4 支払方法

1 サービス購入料A

市は、事業契約の規定に従い市の確認を受けた後、事業者に対してサービス購入料Aを所有権移転後に一括で支払う。

2 サービス購入料B

市は、事業契約の規定に従い、事業者に対してサービス購入料Bを、所有権移転後、維持管理・運営期間にわたり支払う。

サービス購入料Bの料金は、支払予定額を指定期間の月数で按分し、第1回の支払を平成28年6月分（1ヶ月分）、第2回の支払を平成28年7月から9月分（3ヶ月分）とし、以降3ヶ月ごとで年4回、平成43年4月から5月分（2ヶ月分）を最終回とした計61回の元利均等で支払う。

3 サービス購入料C

市は、事業契約の規定に従い市の確認を受けた後、事業者に対してサービス購入料Cを平成28年度の事業完了後に一括で支払う。

4 サービス購入料D

市は、事業契約の規定に従い、事業者に対してサービス購入料Dを、平成28年度の事業完了後、維持管理・運営期間にわたり支払う。

サービス購入料Dの料金は、支払予定額を指定期間の月数で按分し、第1回の支払を平成29年4月から6月分（3ヶ月分）とし、以降3ヶ月ごとで年4回、平成43年4月から5月分（2ヶ月分）を最終回とした計57回の元利均等で支払う。

5 サービス購入料E及びF

市は、事業契約に従い、事業者に対してサービス購入料E及びFを維持管理・運営期間にわたり支払う。サービス購入料E及びFの料金は、支払予定額を指定期間の月数で按分し、第1回の支払を平成28年6月分（1ヶ月分）、第2回の支払を平成28年7月から9月分（3ヶ月分）とし、以降3ヶ月ごとで年4回、平成43年4月から5月分（2ヶ月分）を最終回とした計61回で支払う。

6 光熱水費相当額

市は、事業契約の規定に従い、事業者に対し維持管理業務及び運營業務（物品販売業務を除く）に要した電気、水道、燃料（灯油・ガス）の使用料の実費を維持管理・運営期間にわたり支払う。光熱水費相当額の料金は、第1回の支払を平成28年7月から9月支払分（3ヶ月分）とし、以降3ヶ月ごとで年4回、平成43年4月から5月支

払分（2ヶ月分）を第60回、平成43年6月から7月支払分（2ヶ月分）を最終回とした計61回で支払う。

7 支払手続き

(1) サービス購入料A及びC

事業者は、事業契約の規定に従い市の確認を受けた後、サービス購入料A及びCについて、速やかに市に対して請求書を提出することとする。市は、請求を受理した日から30日以内に支払を行う。

(2) サービス購入料B及びD

事業者は、第5「サービス購入料の改定」に基づき改定されたサービス購入料B及びDについて、毎年度4月から6月分を7月、7月から9月分を10月、10月から12月分を1月及び1月から3月分を4月の7営業日（サービス購入料Bの第1回については平成28年7月の7営業日、サービス購入料B及びDの最終回については平成43年6月の7営業日）までに、市に対して請求書を提出することとする。市は、請求を受理した日の属する月の末日までに支払を行う。

(3) サービス購入料E及びF

事業者は、事業契約の規定に従い、市に対して毎月業務終了後7営業日以内に業務報告書（月報）及び維持管理業務及び運営業務（物品販売業務を除く）に要した電気、水道、燃料（灯油・ガス）の使用量（月）がわかる報告書（以下「使用量報告書」という。）を当該使用量が確認できる資料を添えて提出する。ただし、毎年度3月の業務報告書（月報）及び使用量報告書については3月31日付けで提出することとする。

市は、業務報告書（月報）及び使用量報告書受領後10日以内にモニタリングを実施し、その結果と減額ポイントを通知する。また、支払月にあつては減額ポイントを勘案した支払額を事業者へ通知する。

事業者は、支払額の通知を受領後、速やかに市に対して請求書を提出することとする。市は、請求を受理した日から30日以内に支払を行う。

(4) 光熱水費相当額

事業者は、事業契約の規定に従い、市に対して毎月業務終了後7営業日以内に光熱水費相当額の当月支払額に関する報告書（以下「支払報告書」という。）を当該支払額が確認できる資料を添えて提出する。ただし、毎年度3月の業務報告書（月報）及び使用量報告書については3月31日付けで提出することとする。

毎年度4月から6月支払分を7月、7月から9月支払分を10月、10月から12月支払分を1月及び1月から3月支払分を4月の7営業日（平成43年4月から5月支払分は平成43年6月、平成43年6月から7月支払分については平成43年8月の7営業日）までに、市に対して請求書を提出することとする。

市は、請求を受理した日の属する月の末日（毎年度3月の支払にあつては4月末日）までに支払を行う。

第5 サービス購入料の改定

1 施設整備業務及び既存施設の解体業務に係る対価

(1) 金利変動による改定

ア 改定の対象となるサービス対価

サービス購入料B及びD

イ 改定方法

提案書の提出時に使用する基準金利と下記金利確定日の基準金利に差が生じた場合は、この差に応じてサービス購入料B及びDを改定する。

なお、スプレッドは事業者の提案の値によるものとし、改定の対象としない。

基準金利	東京時間午前 10 時にテレレート 17143 ページに発表される東京スワップレファレンスレート (TSR) として表示される 6 ヶ月 LIBOR ベース 15 年物 (円/円) 金利スワップレート
金利確定日	サービス購入料B：平成 28 年 6 月 1 日の 2 銀行営業日前の日 サービス購入料D：平成 29 年 4 月 1 日の 2 銀行営業日前の日

事業者は、基準金利が確定した後、改定後のサービス購入料B及びDについて市に報告し、市の確認を受ける。

ウ 支払方法

市が確認した改定後のサービス購入料B及びDについて、第4「支払方法」に定める支払方法に準じて支払うものとする。

ただし、金利変動による改定が行われ、サービス購入料B及びDが市の想定金額（本契約に基づき市が当該年度の予算として措置した金額）を超えた場合、市は、サービス購入料B及びDの初年度分については、改定前の金額を支払い、増額分の金額については、翌年度に支払うものとする。この場合、サービス購入料Bにあつては平成 29 年 7 月に、サービス購入料Dにあつては平成 30 年 7 月に、事業者は請求を行い、市は、その請求をもって当該増額分の支払を行う。

(2) 物価変動による改定

ア 改定の対象となるサービス対価

サービス購入料A、B、C及びD

イ 改定方法

施設整備及び既存施設の解体期間中に、日本国内における賃金水準又は物価変動により、サービス購入料A、B、C及びDが不相当となった場合、岡崎市工事請負契約約款に基づき行われている岡崎市内の公共工事に準じて、市と事業者の協議のうえ、変更を行うことができる。

ウ 支払方法

物価変動による改定を行う場合にあつては、その増額対象の業務内容によりサービス購入料A、B、C及びDを増額して支払を行う。ただし、市と事業者の協

議により、サービス購入料Aとサービス購入料B及びサービス購入料Cとサービス購入料Dの間で、各増額分の一部又は全部を振替えて支払うこともある。

2 維持管理業務及び運営業務に係る対価

(1) 物価変動による改定

ア 改定の対象となるサービス対価

サービス購入料E及びF

イ 改定方法

下記エに示す価格指数について、前回改定時に比べて1.0%以上の変動が認められる場合に、サービス購入料E及びFを次の算式に基づき改定する。

なお、対象となる業務ごとに算定を行い、サービス購入料を改定するものとする。

価格改定の算式	
$AP_n = AP_r \times \frac{CSP I_{n-2}}{CSP I_r} \quad \text{ただし} \quad \left \frac{CSP I_{n-2}}{CSP I_r} - 1 \right \geq 1.0\%$	
<p> AP_n : 改定後の支払額 AP_r : 前回改定後の支払額（初回は提案に示された支払額） $CSP I_{n-2}$: 改定時前年度（年度平均値）の価格指数 $CSP I_r$: 前回改定時の前年度（年度平均値）の価格指数（初回は提案を受けた年度の価格指数） </p>	

ウ 改定の手続

事業者は、毎年度9月末日までに、指標値の根拠となる資料を添付して翌年度のサービス購入料E及びFの合計金額を市へ報告し、市の確認を受ける。改定を行わない場合も同様とする。

エ 価格指数

上記イで用いる物価変動の価格指数は下表に示すとおりとする。なお、当該指標は、優先交渉権者決定後、事業者の提案については、合理性及び妥当性があると市が認める場合において、協議を行い、見直しを行うことがある。

サービス対価	対象となる業務	使用する価格指数
サービス購入料E	維持管理業務	「企業向けサービス価格指数」 —建物サービス— (日本銀行調査統計局より)
サービス購入料F	運営業務	「賃金指数 調査産業計 決まって支給する給与 一般労働者5人以上」 (厚生労働省 毎月勤労統計調査より)

(2) 火葬受付件数の変動による改定

供用開始時点での1時間当たりの火葬受付件数（4件/時）を超える火葬需要が

発生した場合は、協議を行い、サービス購入料の見直しを行うことがある。

(3) 業務内容又は業務範囲の見直しによる改定

制度の変更等により予定していた業務が必要でなくなった場合などに、市は事業者に対して、随時その旨の通知を行い、業務内容又は業務範囲を変更し、サービス対価の見直しを求めることができる。